

市からの 連絡帳



年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構からお送りする納付案内書などにより、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただきます。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

❖口座振替制度をご利用ください。

口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・1年前納・半年前納）もあります。

☑口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）して年金事務所に申し込み・郵送または、金融機関窓口へ提出。

口座振替申出書は保険年金課（田無庁舎2階）・市民課保谷庁舎総合窓口係（保谷庁舎1階）にもあります。

☎武蔵野年金事務所

（☎0422 - 56 - 1411）

保険年金課 ☑

（☎042 - 460 - 9825）

福祉

介護保険負担限度額認定証の更新

平成22年度介護保険負担限度額認定証（介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証）の有効期限は、6月30日（木）です。

7月（平成23年度）以降も引き続き

認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

平成22年度に認定されている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、7月中旬に手続きをしてください。

高齢者支援課 ☑（☎042 - 438 - 4030）

認知症サポーター養成講座

☑6月30日（木）午後2時～3時30分

☑西東京市民会館

☑認知症について 認知症サポーター100万人キャラバンについて

☑認知症の方を地域で支えるためには

☑☑市内在住・在勤で、認知症サポーター養成講座を受講したことのない方・50人

参加者にはサポーターの証であるオレンジリングを差し上げます。

☑往復はがきに、住所・氏名・年齢・電話番号を明記のうえ、6月22日（水）（必着）までに、〒202 - 8555市役所

高齢者支援課地域支援係「認知症サポーター養成講座」担当へ郵送。

応募者多数の場合、抽選で決定。

高齢者支援課 ☑（☎042 - 438 - 4029）

子育て・教育

平成23年度『私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金』および『就園奨励費補助金』

☑西東京市に住民登録または外国人登録を有する3歳児～5歳児（平成17年4月2日～平成20年4月1日生）を幼稚園などに通園させている

保護者。または、満3歳児に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者。

申請 ☑7月4日（月）～8日（金）午前9時～午後5時

☑市内の幼稚園などに通園の場合 幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、指定された日までに幼稚園などへ提出。

☑市外の幼稚園などに通園の場合 「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、印鑑を持参のうえ、子育て支援課（田無庁舎1階）市民課保谷庁舎総合窓口係（保谷庁舎1階）へ提出。

添付書類

❖生活保護受給世帯...生活保護受給証明書

❖今年1月2日以降西東京市に転入した方...平成23年度課税証明書

❖今年1月1日現在海外に居住していた方...勤務先からの給与証明書（平成22年1月1日～同年12月31日までに支払われた給与などの支払い証明書）

子育て支援課 ☑（☎042 - 460 - 9841）

防災

地震に備えて！家具転倒防止器具の無償支給

これまで発生した大きな地震でけがをした人のうち、家具などの転倒によるけが人が全体の約4割を占めています。このような被害を軽減することを目的として、家具転倒防止器具などの支給を行います。

申請期間 7月1日（金）～29日（金）

☑詳細は、市報7月1日号に掲載予定です。

☑本事業は1世帯あたり1回の支給となります。平成21・22年度に支給を受けた世帯は対象外です。

☑危機管理室 ☑（☎042 - 438 - 4010）

施設

総合体育館・向台運動場の改修工事が始まりました

平成25年に開催される「スポーツ祭東京2013」の本大会および平成24年リハーサル大会にむけて、改修工事が始まりました。

☑工事内容

Table with 2 columns: Facility Name, Work Content. Includes items like air conditioning equipment renovation, floor replacement, etc.

☑工期予定 6月1日～12月20日

☑「スポーツ祭東京2013」終了後も、市民の皆さんがより利用しやすくなるよう、総合体育館改修工事および

固定資産税の減額について

資産税課 ☑（☎042 - 460 - 9830）

住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します（都市計画税は含まれません）。

☑減額を受けられる要件

☑改修工事後3か月以内に資産税課（田無庁舎4階）まで申告すること

☑耐震改修工事に要した費用が30万円以上であること

☑減額される期間

☑平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

☑平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

☑減額のための必要書類

☑耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

☑耐震改修工事証明書

☑耐震改修工事に要した費用の領収書

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋（賃貸住宅を除く）にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します（都市計画税は含まれません）。

☑減額を受けられる要件

☑65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する家屋であること（賃貸住宅を除く）

☑平成19年4月1日～平成25年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行うこと

☑改修工事後3か月以内に資産税課（田無庁舎4階）まで申告すること

☑バリアフリー改修工事に要した費用が30万円以上であること（補助金を除く自己負担額）

☑現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

☑減額のための必要書類

☑住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

☑バリアフリー改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容などを確認できる書類（工事明細書、現場の写真など）

☑納税義務者の住民票の写し

☑改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

☑(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し

☑(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の介護保険被保険者証の写し

☑(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し

☑補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

☑❖一定のバリアフリー改修工事とは

☑廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

☑❖一定のバリアフリー改修工事とは

☑窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）

☑窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）

☑窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）

☑窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）

☑窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）

☑窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）

☑窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする）